

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)
部署の業務内容	農林水産試験研究のうち、地球規模の環境問題に対応した農林水産業に係るもの並びに林野及び水産に係るものの推進。

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・ 農林水産研究は、農林水産政策や農林水産現場に貢献する調査研究・技術開発が使命であり、現場課題の殆どすべては政策部局が課題の整理・方策の検討・施策の実施を行っているはずであることから、研究開発官の業務が対象とする「国民」は、一義的には「政策部局」であり、政策部局が求める技術課題の解決を実際に担う「研究者」ということになる。そして、国費で研究を行うことから、その国費の使い方について、納税者である国民の理解を得ることが前提となることは言うまでもない。 ・ この観点から、当室においては、関係政策部局（環境バイオマス政策課など）に、当室の位置づけ、分野ごとの担当職員を明示し、政策と研究の一体化を図るとともに、これまで得られた研究成果、現在実施している研究内容の概要について政策部局に示しつつ、残された技術課題について共通認識を得るよう努めている。また、研究リーダーとできる限り頻繁に進捗状況の確認や今後の研究の進め方について意見交換するよう努めるほか、特に研究と政策の認識が乖離しやすいテーマ（生物多様性など）については、直接意見交換を行う場を設定するなどの取組みを実施している。 ・ この他、外国の研究事情の視察を行った際には、政策の企画・立案に反映してもらうため、できるだけ多くの政策関係者の参加を得た視察報告会を開催した。（生物多様性、セルロースバイオ燃料） ・ また、国民理解を得るため、マスコミをはじめ外部からの問い合わせには極力丁寧に対応するよう努めているほか、研究成果の発表会や「シンポジウムなどを、時間と予算の許す限りできる限り開催している。

基本的な視点		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	・ 昨年8月に、技術会議事務局の業務改革と合わせて組織改革を始めたばかりであり、評価を受けるのはこれからである。職員は改革の方向を理解して、懸命に努力しているが、環境研究分野を専門とする職員が殆どいないことから、政策部局及び研究者にご迷惑をかけながら、ご指導を受けている状況にあると自己認識している。 ・ 外部からの問い合わせに対する対応等についての苦情は聞こえていない。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・ 政策部局や研究者からの要請があれば、研究開発官に報告、相談することとしており、期限を切って、積極的に対応する方針で臨んでいる。 ・ マスコミ等外部の方からの情報提供等の要請には、知財や企業秘密等には配慮しつつ、積極的に応えるよう努めるとともに、取材報告は局内で共有している。 ・ 研究資金の不正受給等の内部告発については、技術政策課が受付窓口となり、局長にまで速やかに報告した上、研究推進課及び当該研究担当研究開発官において事実関係の把握と適切な処理を行う仕組みが構築されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・ 各政策分野における技術課題と技術シーズを踏まえて研究企画を行い、具体的なプロジェクト研究の形に仕立てていく過程において、当方の案を説明し、政策部局の意見を聞く機会を、公式（準備委員会、新基本法農政推進本部）、非公式に用意している。 ・ また、研究の開始前及び実施期間中において、関係部局担当官を含めた運営委員会や中間検討会をできるだけ頻繁に開催するなど、研究目的や達成目標、進捗状況についての認識を共有する取組を行っている。 ・ 研究に対する国民の理解を得るとともに、開発された技術の普及、更なる発展を図るため、研究成果発表会やシンポジウム等をできるだけ頻繁に開催している。また、研究成果をわかりやすくまとめた冊子を作成するなどの取組も行っている。 ・ 研究者（幅広）に向け、HPにて「未来に花開く研究課題」アイデア募集を行っている。

政策の目的・効果に関する説明	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	- 政策部局とは、研究の現状・進捗状況や残された技術課題等について意見交換を行っている。また、アドバイザー会合等外部有識者の意見を聴取し、その結果を研究企画や運用面において反映させている。 - 研究開発の内容や進捗の評価については、独りよがりにならないよう、外部の専門家の評価を受け、その結果を踏まえて研究内容や手法の見直し、運用改善等を行っている。 1月に省全体の取組の一環として、現地の研究事情、技術普及の事情等についての聴取意見交換を行った。(対象:県、公設試、大学、地方銀行、食品企業、地域コーディネーター、農機メーカー、農業者)
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	- 研究と政策部局の距離を縮める取組みを始めたことについては評価を受けつつあるが、まだ緒に就いたばかりで、これからの努力にかかっていると認識している。 - 独法以外の大学・民間の研究者の間には、まだ農水省の研究ファンディングは独法を優遇しているとの認識が残っており、さらに改善を検討する必要があると考えている。
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	- 研究内容を決定するに当たって政策部局の意見を聞く場を設定するとともに、プロジェクト研究の案について政策部局の意見を聞く準備委員会、研究内容決定後の研究計画の設定・進捗を管理する場としての運営委員会の仕組みが用意されている。これらの場で提起された意見については、研究企画や進行に反映されることになっている。 - 大学の研究者や民間企業の意見を体系的に聞く仕組みはなく、例えば知財ネットワークや、政策原課との共同調査、あるいはアドホックのヒアリング等により把握している。 - 現段階では、研究情報の把握が、システム化されておらず、今後検討する必要があると考える。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	具体的に改善すべきとの声は寄せられていないが、特に独法以外の研究者と意見を交換する場の設定は必要と考える。
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	環境、林野、水産の研究を行っている独法、大学、民間に対して、研究管理、予算執行等について指導、監督を行っている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・ 例えば、水産養殖、魚病、水産加工等の研究の推進が該当する。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	・ 当室は平成20年8月に新たに設置された部署である。 ・ 「すべての業務」を検証したわけではないが、近年の水産研究においては安全性研究の比重が高まっており、少なくとも「産業振興サイドに偏っている」とは言えないと考える。 ・ 当室の業務は、科学的知見を与えたり、新たな技術的貢献を果たすことを目指している。 ・ 当室の業務は、安全性に係る諸法令に即して実施している。また、独法研究機関においては組織内にコンプライアンス委員会を設置しているほか、研究実施機関採択に当たって、法令遵守体制が講じられていない機関を排除している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			